

引き上げ分の地方消費税交付金【社会保障財源化分】の用途について

社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うため、平成24年度8月に消費税法及び地方税法が改正され、平成26年4月1日から、消費税および地方消費税の税率が5%から8%へ引き上げられました。平成27年度決算における地方消費税交付金の用途状況については次のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の見込み分 63,803 千円

【歳出】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分が充てられる社会保障施策に要する経費 792,268 千円

(単位:千円)

事業名		平成27年度 予算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国(県)支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
民生費	社会福祉費	448,423	63,350	385,073	210,757	0	28,153	146,163	11,771
	老人福祉費	439,414	6,728	432,686	48,690	0	13,509	370,487	29,836
	児童福祉費	190,358	38,988	151,370	75,053	0	30,388	45,929	3,699
	小計	1,078,195	109,066	969,129	334,500	0	72,050	562,579	45,306
衛生費	保健衛生費	250,667	12,352	238,315	4,691	0	3,935	229,689	18,497
	小計	250,667	12,352	238,315	4,691	0	3,935	229,689	18,497
合計		1,328,862	121,418	1,207,444	339,191	0	75,985	792,268	63,803

※ 事業区分及び金額は、地方財政状況調査(決算統計)の歳出区分による。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。